

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ（第8回）

流山市長 井崎 義治 様

2020年 7月 2日

日本共産党流山市議団・日本共産党流山市委員会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症は、世界的規模で感染者数はいまだ衰えず、経済的な大損失も想定されている。緊急事態宣言及び県をまたいだ移動制限を解除するも、クラスターの発生、家庭内感染の拡大、「陽性」無症状者による感染拡大が表面化し、本市では5月4日以降、52日ぶりに市内陽性者が発生した。いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況は何ら変化していない。また初期症状が熱中症と似ていることから、医療現場では極度の緊張状態が継続されている。

今後、インフルエンザ等の他感染症と一体で懸念されている第2波等への対応も含め、下記事項について要請する。同時に、必要であれば積極的に国・県へも要請し、新型コロナ克服・苦難軽減へ、一丸となった取り組みに緊張感を持って取り組まれない。

記

1、医療提供体制の整備等について

ア、市独自の（仮称）PCR検査地域センターの開設について、県西部各自治体のうち未設置は本市を含め2市のみとなっており、市長の本気度（予算付）を示し、早期開設に向け、準備を促進すること。

イ、感染「疑い」患者用病床確保に対する市拠出経費（100万円/月）について、現実的に病床を確保できる経費へ大幅に引き上げること。また、爆発的感染拡大に備え、市内のホテル1棟借り上げや体育館等への隔離病床設置など計画を立てること。

ウ、感染「疑い」患者収容に伴う他病床削減に対する経費及び、専属スタッフの配置増員や不足する感染予防備品の使用大幅増への経費を過去にさかのぼって支出し、体制の継続を保障すること。

エ、感染防止備品が不足し、ワクチン・治療薬がない下でも、従事された医療スタッフに対して『危険手当』を市としても支給すること。

オ、PCR検査検体採取について、市職員と医師会による取り組み以外にも市内医療機関で実施されており、日当を支給すること。

カ、マスク・消毒液等の感染予防備品について、医療機関等へ『貸与』扱いとなっているのは、県内各自治体でも異常な差別的扱いであり、『支給』に切り替えること。

キ、医療従事者が定期的にPCR検査を受け、安心して従事できる体制を確立すること。

ク、季節性インフルエンザワクチン接種については、助成金を創設し、早期接種を推奨するとともに、同時流行の防止に力を尽くすこと。

2、『3密』防止などの感染機会を削減・行動変容の徹底について

ア、市役所内の『3密』防止策を継続するとともに、部課長任せにせず、横断的・全庁的な促進体制を構築すること。

イ、小中学校は、可能な限り少人数学級を目指し、サポート教員など現場教職員の増員、消毒・清掃員等の配置（業務委託を含む）など教職員の負担を最大限減らすこと。

ウ、教職員にアンケートを実施し、3密の防止策や業務の負担解消策を募り、市教育委員会あげて新しい生活様式を導入する体制を築くこと。

エ、教職員あげて、子どもに寄りそう時間を増やし、学びを保障し、ストレスや悩みに応える活動を積み重ねること。

オ、タブレット等や通信環境整備に係る経費を支給し、教育の均等化を守ること。

カ、保育ステーションについて、クラスターの同時発生のリスクが高いことから、真に必要な利用者に限定するなど対象を再考すること。

キ、通常各市総合防災訓練は中止となったが、自主防災組織及び学校避難所運営マニュアル上の運営組織を対象に、避難所の感染防止対策の周知・体験を計画し、実施すること。

ク、防災備蓄品一覧を最新版に更新し、4月以降購入したマスク等の枚数や備蓄場所を明確にすること。

ク、自治会が毎年度提出している各課への書類について、電子データでの作成・記入・提出もできるように改善するとともに、捺印（押印）不要とすること。

ケ、全公共施設のトイレについて、洋式化・自動化にとどまらず、保温便座・オシユレットを導入すること。

3、地域経済の維持について

- ア、社会福祉協議会が実施している『緊急小口資金貸付』の申請から支給までのタイムラグをなくすため、市のつなぎ融資（立替払い）を実施すること。
- イ、小規模事業者等への事業継続を応援する給付金（1事業所最大10万円）を創設すること。
- ウ、飲食店での感染防止（座席数の減少、飛沫防止等）に対する支援金や売上回復支援金、事業継続支援金等、他市では実施されている支援金を創設すること。
- エ、『新しい生活様式』を取り入れた中小事業所に対し、給付金（個人5万円、法人10万円）を創設すること。
- オ、新規創業者への支援を創設すること。
- カ、減収対策としてテイクアウト等を実施している事業者等の宣伝費（1社最大10万円）を支給すること。
- キ、近隣他市では徴収していない、本市独自の法人市民税法人割「超過課税」分については、現下の経済情勢を鑑み、1～7号法人について廃止するとともに、今年度分、既に徴収した分は還付すること。
- ク、派遣切りや学費等に充てるアルバイト代の大幅減に対応できるよう臨時事務職員・学生アルバイトの緊急雇用策を計画すること。
- ケ、休校に伴う小学校の『預かり学級』では、学校給食を実施し、子どもの成長保障と保護者の負担軽減を行うこと。
- コ、学校給食の食材在庫を活かして、生活困窮世帯への配布等、支援体制を整備すること。
- サ、福祉タクシー券については、「1回乗車につき1枚限定利用」の制限をやめ、移動の確保・感染予防に加え、地域雇用・地域経済を守る取り組みへつなげること。また、その他の障害者も発行枚数を増やし、かつ恒常的な取り組みへ拡大すること。

4、住民生活の維持について

- ア、介護、保育、福祉、教育、学童、ゴミ収集、各種相談窓口へ感染予防備品を適宜、支給するとともに、『危険手当』を支給すること。また国からの『介護・障害分野の従事職員慰労金』の支給漏れがないよう周知徹底・聞き取りを行うこと。
- イ、『ひとり親世帯臨時特別給付金』について早期支給はもとより、支給漏れがないよう制度周知、対象者への連絡等の体制を強化すること。

ウ、休校中使用されず、負担するだけになってしまった自転車駐輪場の料金について、学生等を対象に日割りで払い戻しをすること。

エ、市役所、各種相談窓口、市民生活の継続に必要な業務の従事者（介護、福祉、保育・学童、教育、ゴミ収集など）について、定期的なPCR検査が受けられ、安心して従事できるよう検査体制を抜本的に拡大すること。

オ、公立保育所における複雑な勤務体制について、年度内任用職員制度スタート後は、さらに複雑化しているとの声も聞かれており、現場の声が可能な限り反映できるよう改善すること。

カ、学生応援給付金制度は、新型コロナ禍の経済不況及び学生の実態を考慮すること。申請期限を延長し、市内に居住実績があり、後期授業料の支払いや教科書購入費の捻出に困窮している学生も対象とすること。

キ、上下水道料金の減額・免除制度を創設すること。

ク、登園自粛期間中における保育料返還について、認可外保育園の利用家庭も対象とすること。

ケ、公共施設の利用について、使用人数が定員の半数等へ大幅に制限されている期間中は、利用料を減額し、市民主体の取り組みや各種団体の活動継続をサポートすること。また、文化芸術活動の発表の場となる大ホール等の利用料金については、座席数の大幅減による減収・感染防止などによる主催者の経費増を加味し、減免制度を新設すること。

コ、市役所等公共施設における窓口業務の従事職員へマスクを支給し、感染防止にあたること。

5、その他

ア、本市における『二元代表制』の下、国の第二次補正の諸事業を市民により早く周知し、利活用を促進するためにも、臨時議会を開催すること。

イ、新しい生活様式を導入した議会報告会となるよう、議会総意で提案される必要経費を追加すること。

以上